

## 第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

## 第1章 耐震改修促進計画の趣旨

### 1. 計画策定の目的

耐震改修促進法の改正を受けて、地震による建築物倒壊などの被害から上毛町民の生命、身体及び財産を保護するために、福岡県や関係団体と連携して既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として「上毛町耐震改修促進計画」を策定する。

### 2. 耐震化を取り巻く社会動向

#### (1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、地震による被害の軽減を目指すために、具体的な耐震化の目標が定められた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、平成25年11月及び平成31年1月に耐震改修促進法が改正され、現在に至っている。

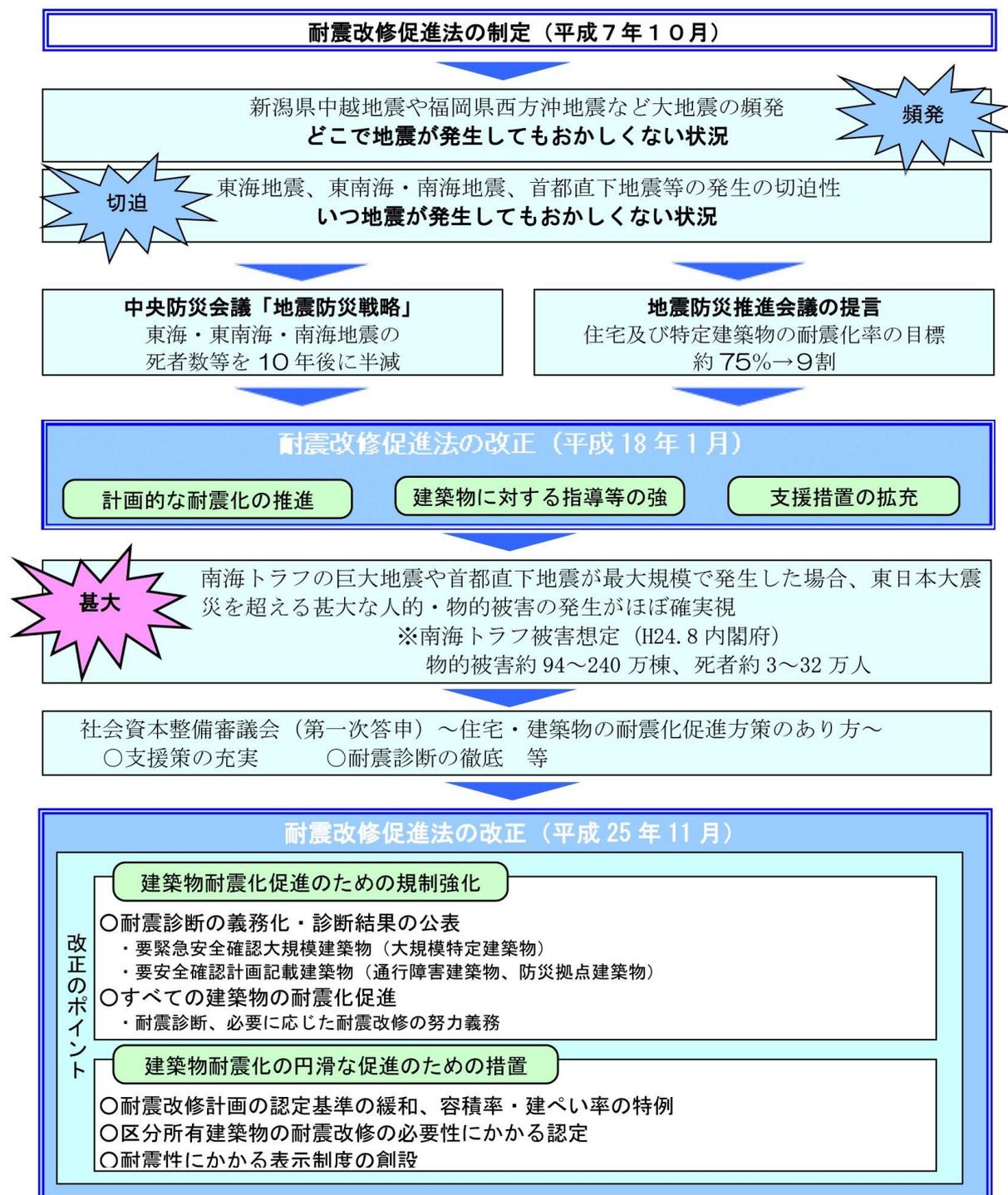
主な地震	施策の変遷
	S25 《建築基準法制定》
	S34 ・規定を全般に見直し
	S46 ・RC造の基準見直し・強化
新潟地震 S39	S56.6 《新耐震基準施行》
十勝沖地震 S43	H7.12 《耐震改修促進法施行》
宮城県沖地震 S53	・マンション等の耐震診断・改修の補助制度創設
	H10 ・戸建て住宅等の耐震診断の補助制度の創設
H7.1	H12 ・住宅性能表示制度の開始（耐震等級の表示）
阪神・淡路大震災	H14 ・戸建て住宅等の耐震改修の補助制度の創設
	・耐震改修工事を住宅ローン減税制度の適用対象に追加
	H16 ・耐震改修事業の対象地域等の拡充
	・住宅金融公庫融資の耐震改修工事に対する金利の優遇開始
	H17.2.25 ・住宅・建築物の地震防災推進会議の設置
	H17.3.30 ・中央防災会議「地震防災戦略」決定
H16.10	・今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標
新潟県中越地震	・この目標達成のため、住宅の耐震化率を現状75%から9割とすることが必要
H17.3.20	H17.6.10 ・住宅・建築物の地震防災推進会議による提言
福岡県西方沖地震	・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から9割とすることを目標
	・耐震改修促進法等の制度の充実、強化
	・支援制度の拡充、強化
	・所有者等に対する普及、啓発
H17.7.23	・地震保険の活用推進等
千葉県北西部地震	H17.9.27 ・中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」
	・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施
H17.8.16	・耐震改修促進法の見直しに直ちに取り組む
宮城県沖の地震	・学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進等
H19.3.25	H18.1.26 《改正耐震改修促進法の施行》
能登半島地震	・地方公共団体は耐震改修促進計画を作成（都道府県：義務、市町村：努力義務）
	・建築物に対する指導等強化・支援措置の拡充
H23.3.11	H19.3 ・福岡県耐震改修促進計画作成
東日本大震災	H24.10 ・上毛町耐震改修促進計画策定
	H25.11.25 《改正耐震改修促進法の施行》
	・建築物の耐震化促進のための規制強化
	・建築物の耐震化の円滑な促進のための措置
H26.11.22	H25.12.11 ・国土強靱化基本法施行
長野県北部地震	H27.6.16 ・国土強靱化アクションプラン2015決定
	H28.4 ・福岡県耐震改修促進計画の改訂
H28.4.16	H31.1.1 《改正耐震改修促進法政令の施行》
熊本地震	・プルク等耐震診断義務付け対象化
	（要安全確認計画記載建築物への追加）
	R4.6.21 ・国土強靱化年次計画2022決定

## (2) 耐震改修促進法改正の概要

福岡県西方沖地震等、日本各地における近年の大地震の頻発や、東海地震等の発生の切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成18年1月より施行されている。

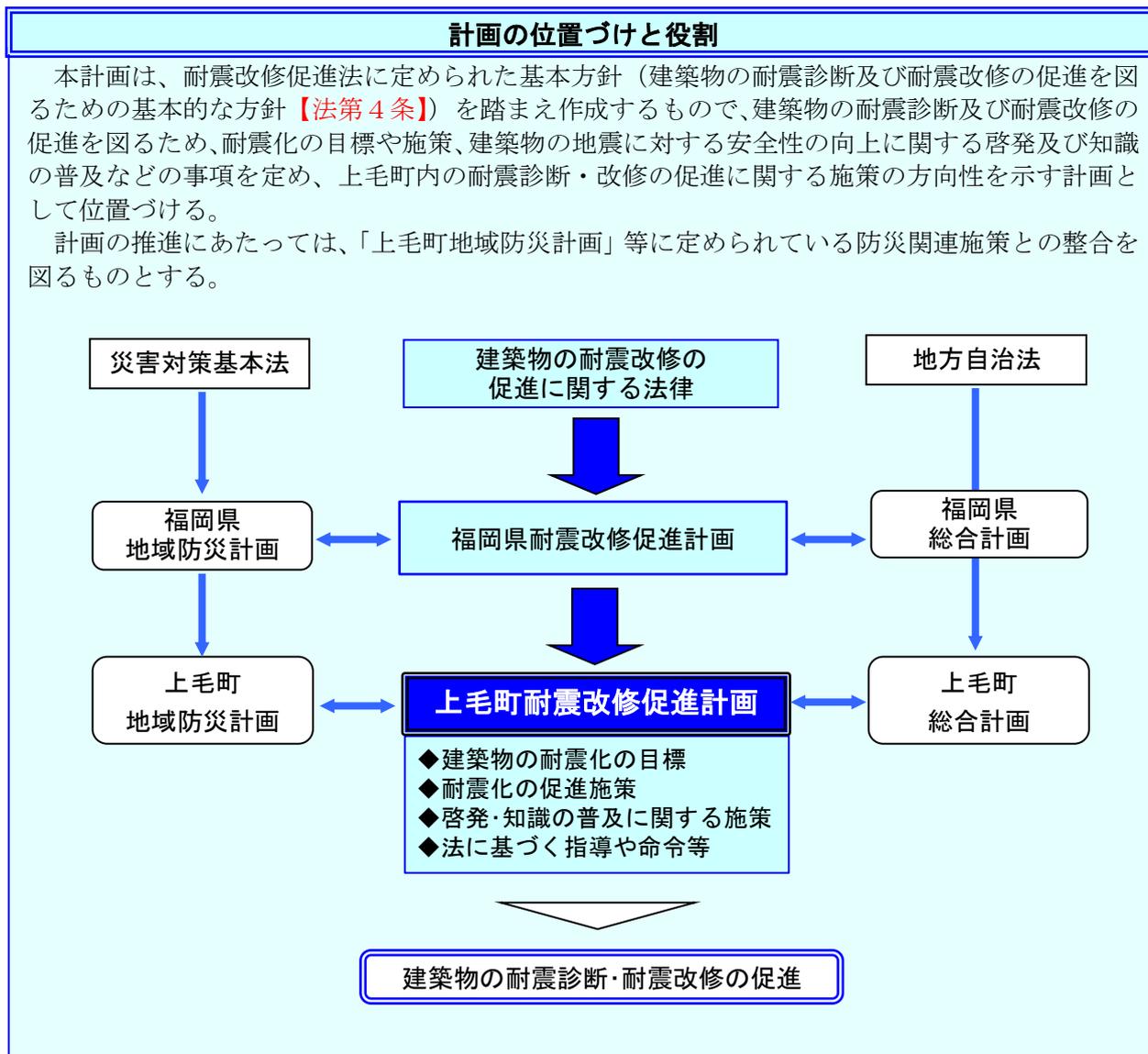
南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行されている。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「建築物の耐震化の促進のための規制強化」「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」がポイントとしてあげられる。



### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 位置づけと役割



#### (2) 計画の期間

計画の期間
◆計画の期間は令和7年度までとする。
◆必要に応じて計画の見直しを行う。

#### (3) 計画の構成

計画の構成		
<b>上毛町 耐震改修促進計画</b>	1. 耐震改修促進計画の趣旨	3. 耐震改修促進計画
	2. 上毛町における耐震化の課題	4. 計画の実現に向けて

## 第2章 上毛町における耐震化の課題

## 第2章 上毛町における耐震化の課題

### 1. 想定される地震規模と被害の想定

#### (1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、2005（H17）年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、上毛町においても震度2を観測した。

#### ● 直近の本県関係の地震

2005年（平成17年） 福岡県西方沖地震

（福岡県西方沖調査点検委員会報告書）

年月日	M	被害の概要
2005年3月20日	7	福岡市を中心に被害。死者1名 重傷者81名 軽傷者992名 住家被害全壊138棟、半壊315棟、一部損壊8,832棟 福岡県 最大震度6弱

#### ● 過去の本県関係の主な地震は次のとおりである。

（日本被害地震総覧より）

年月日	M	被害の概要
679年12月	6.5-7.5	家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3000余丈（10km）の地割れ
1706年11月26日		7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す
1848年1月10日	5.9	柳川で家屋倒壊あり
1872年3月14日	7.1	久留米で液状化による被害
1898年8月10日		糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損。 12日8:36（M5.8）にも余震 12日の地震で福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡壱岐、金部村で土蔵被害
1929年8月8日	5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ 震度3 福岡 佐賀 厳原
1930年2月5日	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 （7日12:35強い余震） 震度3 福岡 佐賀 厳原
1941年11月19日	7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分 震度3 飯塚
1966年11月12日	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。 震度3 福岡 熊本 佐賀 雲仙、日田
1968年8月6日	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油でタンクのパイプ破損し、重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3 飯塚 下関 佐賀 日田、都城
1991年10月28日	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4 福岡 震度3 飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩
1990年10月19日	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものの落下程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎 鹿児島
1997年6月25日	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 福岡

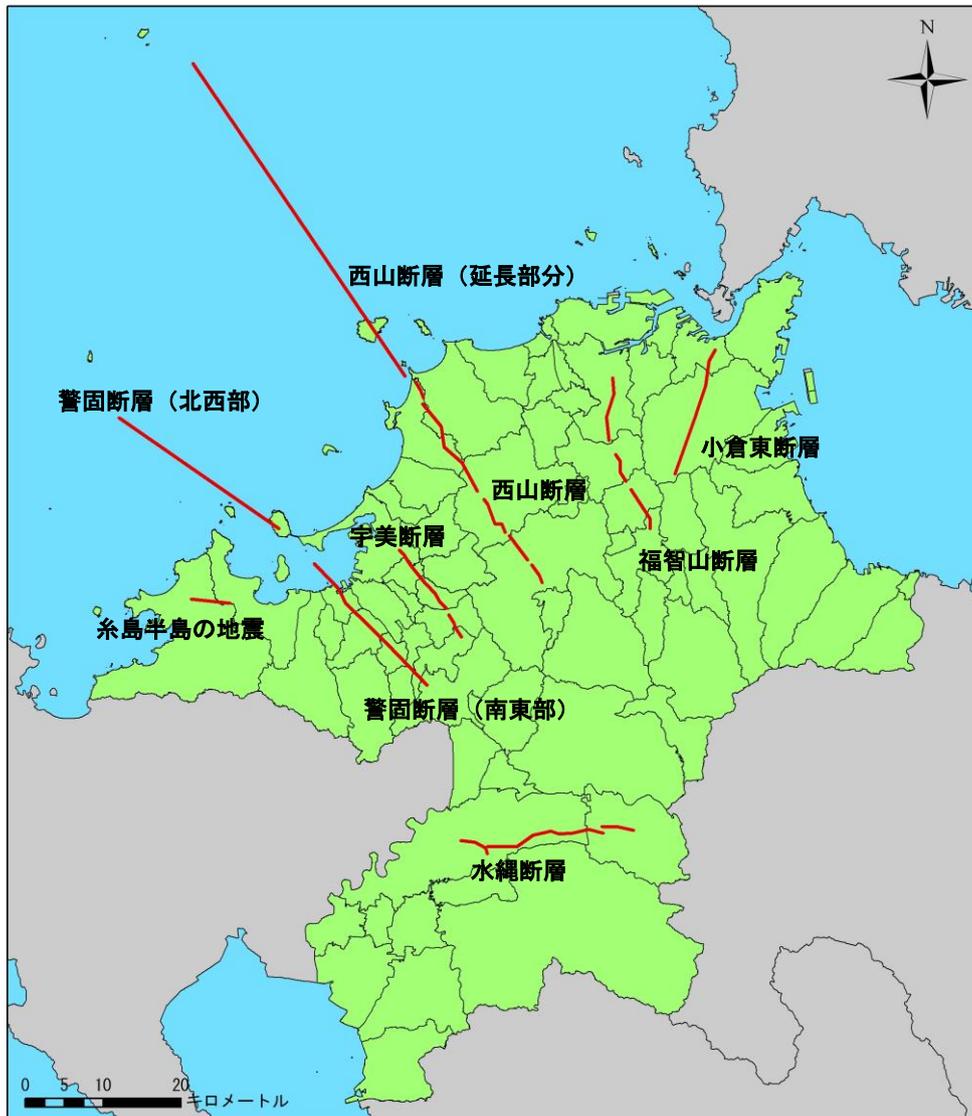
## (2) 福岡県地域防災計画における想定地震及び想定地震による被害想定

「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）平成24年5月30日」に示されている、想定地震及び想定地震による被害想定は次のとおり。

### 【想定地震】

- もし、活断層が活動すれば、県内4地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層を想定した。
- 想定震源断層は、下図の断層のうち、福岡市に影響を及ぼすと考えられる警固断層（南東部）、北九州市に影響を及ぼすと考えられる小倉東断層、飯塚市に影響を及ぼすと考えられる西山断層、久留米市に影響を及ぼすと考えられる水縄断層の4つである。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定した。
- 想定地震の震源断層パラメーター

活断層	警固断層南東部	小倉東断層	西山断層	水縄断層	地表に活断層が現れていない地域
震源断層長さ(km)	27	17	31	26	各市町村の直下10km
震源断層幅(km)	15	8.5	15	15	
想定マグニチュード(M)	7.2	6.9	7.3	7.2	6.9



## 【想定被害】

- 活断層が活動した場合に、県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼすと想定される4つの想定震源断層の予測被害は下表のとおりである。算定条件は、冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4m/秒である。

### ● 建物被害の概要

建物棟数が多く、かつ地震動等が大きい水縄断層の想定で、最も大きい被害が予測されており、久留米市や八女市を中心に木造建物が全壊23,951棟、半壊10,251棟、非木造建物が全壊1,621棟、半壊1,304棟と予測される。小倉東断層の想定では、北九州市内を中心に木造建物が全壊6,504棟、半壊5,458棟、非木造建物が全壊603棟、半壊795棟と予測される。また西山断層の想定では、筑豊地方などを中心に木造建物が全壊12,526棟、半壊12,655棟、非木造建物が全壊855棟、半壊1,169棟と予測される。警固断層南東部の想定では、福岡市などを中心に木造建物が全壊16,291棟、半壊12,864棟、非木造建物が全壊1,676棟、半壊2,157棟と予測される。

震源断層		小倉東断層 (中央下部)	西山断層 (北西端下部)	警固断層南東部 (北西端下部)	水縄断層 (中央下部)	
想定項目						
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造	6,504	12,526	16,291	23,951
		非木造	603	855	1,676	1,621
		計	7,107	13,381	17,967	25,572
	半壊 (中破)	木造	5,458	12,655	12,864	10,251
		非木造	795	1,169	2,157	1,304
		計	6,253	13,824	15,021	11,555
ライフライン等被害 (箇所)	上水道	1,079	2,853	2,993	1,947	
	下水道	331	200	650	517	
	都市ガス管	123	23	159	33	
	配電柱	54	100	141	164	
	電話柱	42	88	140	144	
	道路	高速道路*1 (km)	78	52	120	103
		国県道路	71	176	155	152
	鉄道	163	365	346	263	
湾岸係留施設 (km)	66.3	91.9	62.5	30.9		
火災	炎上出火 (件数)	26	53	74	95	
	延焼による焼失 (棟数)	4	6	10	19	
人的被害 (人)	死者	486	844	1,183	1,482	
	負傷者	6,634	21,678	22,508	23,254	
	要救出者	3,946	3,967	7,160	6,700	
	要後方医療 搬送者数	664	2,165	2,254	2,327	
	避難者数	22,899	23,025	41,425	39,713	

\*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

\* 各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

### (3) 上毛町における想定地震

上毛町では、平成24年3月「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき、想定地震を以下のとおり設定する。

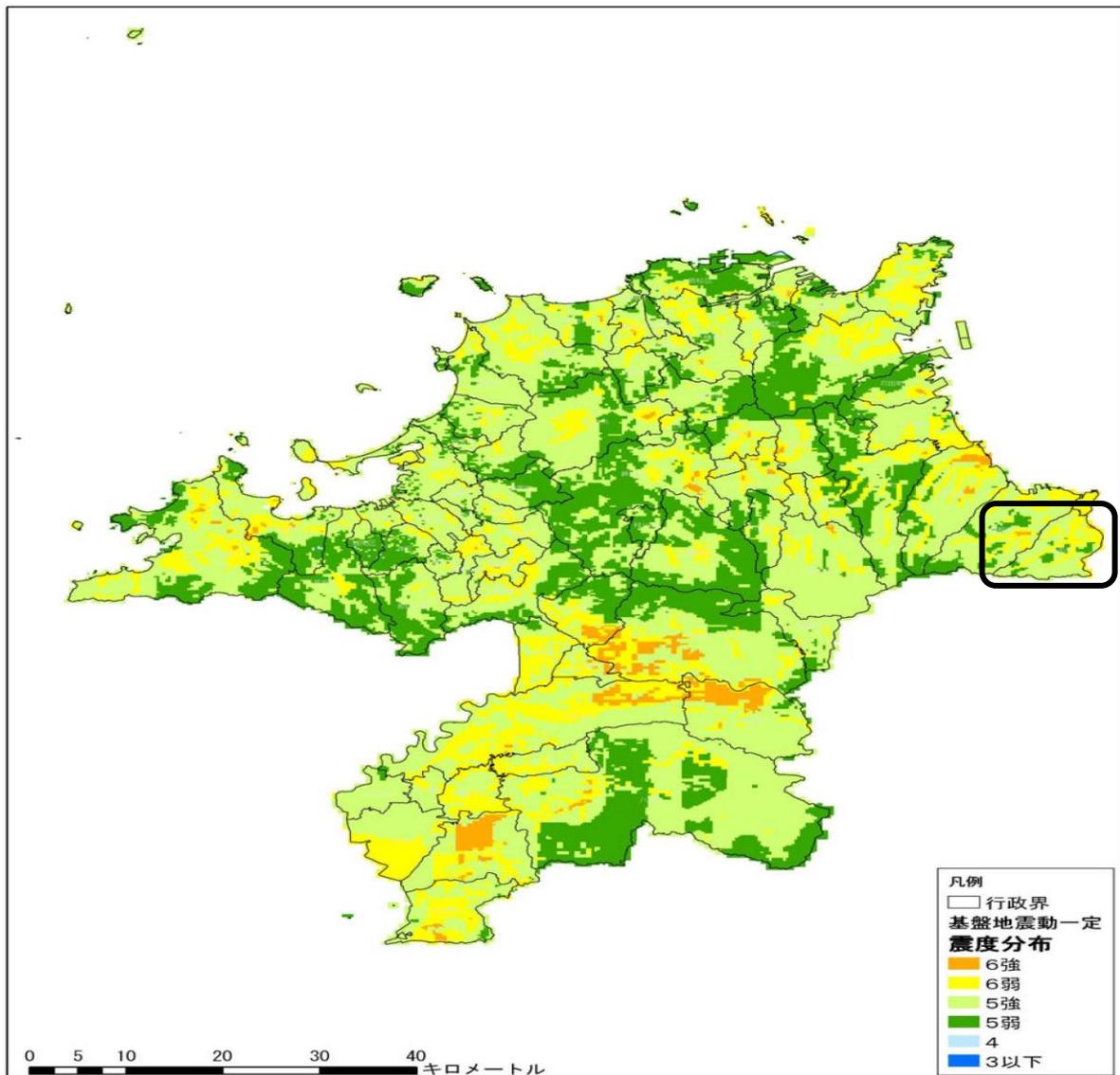
#### 【想定地震】

上毛町に大きな被害を及ぼす可能性のある地震としては、平成24年3月「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」において、活断層の存在が確認されていない地域で発生する可能性があるマグニチュード6.9（震度6弱）の直下型地震を想定している。本計画においては、この調査報告書に基づいて被害想定を実施することとする。

#### 【前提条件】

福岡県の設定に基づき、マグニチュード6.9、震源の深さ10Kmで、震源を上毛町とした直下型地震を想定する。想定した季節及び時刻は、最も出火率が高くなる冬季の夕刻（午後5時～午後6時）とした。風の条件を福岡市の冬季（12月～2月）の平均風速である3.2m/秒（気象庁：日本気候表より）よりも大きな風速を想定して4m/秒とした。

【震度分布図】【基盤一定 M6.9 深さ10Km】（福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書より）



#### (4) 上毛町における想定被害

「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」において、先の本町における想定地震が発生した場合、建物全体の被害は、全壊・半壊をあわせて1,362棟にのぼると予想されている。特に、木造家屋での建物被害が大半を占める結果となっている。

想定項目		震源断層	基盤一定
		マグニチュード6.9 深さ10km	
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造	725
		非木造	22
		計	747
	半壊 (中破)	木造	591
		非木造	24
		計	615
被害 (箇所)	ライフライン等	上水道	25
		下水道	0
		配電柱	3
		電話柱	3
		県道	1
火災		炎上出火 (件数)	4
		延焼による焼失 (棟数)	0
人的被害 (人)		死者	43
		負傷者	1,059
		要救出者	123
		要後方医療 搬送者数	106
		避難者数	734

\* 活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。

## 2. 耐震化の現状

### (1) 対象建築物

耐震改修促進法において、多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のものを特定建築物と定めている。特定建築物は、下表の建築物のうち現行の耐震基準に適合しないものをいう。

用途	特定建築物の規模要件		指示対象となる 特定建築物の規模要件		
	階数	面積			
不特定多数のものが利用する建築物	幼稚園、保育所	2以上	500㎡以上	750㎡以上	
	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校（屋内運動場を含む）		1,500㎡以上		
	上記以外の学校			3以上	
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	3以上			
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				2,000㎡以上
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	博物館、美術館、図書館				
	遊技場				
	公衆浴場				2,000㎡以上
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場 又は処理場の用途に供する建築物を除く）	1以上				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		2,000㎡以上			
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物					
体育館（一般公共の用に供されるもの）					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上			
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	全ての建築物				

### (2) 特定建築物の耐震化の状況

上毛町内で、不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。

区分	昭和57年 以降の建築物[A]	昭和56年 以前の建築物 [B]	建築物数 [D=A+B]	耐震性あり [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
公共特定建築物	2	3	5	4	80.0%
		2			
民間特定建築物	0	0	0	0	0%
		0			
特定建築物計	2	3	5	4	80.0%
		2			

上毛町税務課資産税台帳データ及び上毛町財産台帳より推計

### (3) 住宅の耐震化の状況

上毛町内の住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅）に関する耐震化率は、以下の通りである。

区分	昭和57年 以降の建築物[A]	昭和56年 以前の建築物 [B]	住宅数 [D=A+B]	耐震性あり 建築物 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]			
木造戸建て住宅	2,767	4,045	6,812	3,207	47.1%
		440			
共同住宅等	262	115	377	349	92.6%
		87			
住宅計	3,029	4,160	7,189	3,556	49.5%
		527			

上毛町税務課資産税台帳データ及び上毛町財産台帳より推計

### 3. 耐震改修促進に向けた課題

#### (1) 上毛町の耐震化の課題

##### ① 防災上重要な建築物の耐震化

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能等が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要がある。そのため、上毛町地域防災計画において避難所に指定されている学校施設、社会教育施設等の建物については、優先的に耐震化を進める必要がある。

##### ②意識啓発・知識の普及

福岡県西方沖地震から月日が経過するとともに、住民の地震に対する意識は低くなっているため、広報などを通して再度地震の恐さを思い出し、防災意識を保持することが出来るよう、適切な情報提供を継続して行なっていく必要がある。

##### ③耐震化に向けた環境整備

上毛町民の生命・財産を保護するため、耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、県による町民への指導等に協力をしていく。また建物所有者の負担軽減のため、各種制度などの情報提供を行っていく必要がある。

##### ④建築物全般の安全対策

建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含め建築物全般の安全対策を行なう必要がある。また、家具等の転倒防止や、天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。

#### (2) 上毛町の耐震化のこれまでの取り組み

##### ① 耐震化の推進

上毛町が所有する建物の内、学校施設においては平成23年度までに改修が終了している。庁舎や町営住宅など耐震化が済んでいない建物について、優先度を決めて耐震診断・改修を促進している。

##### ②建築物所有者の意識啓発及び相談体制等の充実

広報誌やホームページを通して、防災意識の普及啓発を行うとともに、耐震化等の情報を提供している。また、建物の改修などに関する相談等があった場合は、(財)福岡県建築住宅センターの相談窓口の紹介を行っている。

##### ③耐震改修促進法の適正な運用

耐震改修促進法に基づき、県が行う民間特定建築物等への適正な指導に協力している。

##### ④建築物所有者の負担軽減

県が行なっている、木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザー派遣制度の啓発及び紹介を積極的に行なっている。



### 第3章 耐震改修促進計画

#### 1. 耐震化の目標

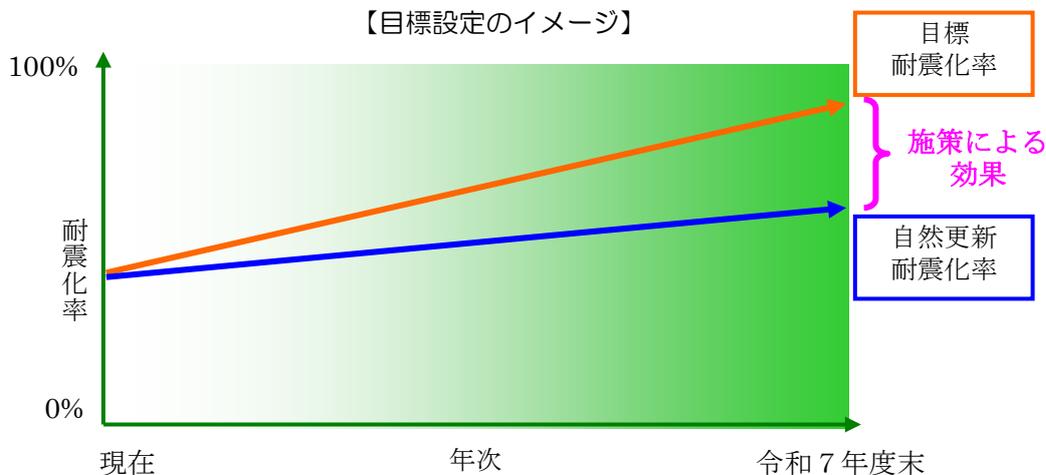
##### 1-1 目標設定の考え方

国の基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国土強靱化アクションプラン2015においては令和2年度までに耐震化率の目標を住宅、特定建築物ともに95%と示している。

また、福岡県の目標は、福岡県耐震改修促進計画において令和2年度末において住宅と特定建築物ともに95%となっている。

本町においても、こうした国、県の方針を踏まえ、本町の現状も勘案しつつ建築物の耐震化の目標を定めることとする。

##### 1-2 耐震化目標の設定



上毛町では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状から、総合的な目標として令和7年度末までに以下の耐震化率とすることを目標とする。

特定建築物・住宅（共通） 令和7年度末迄に耐震化率＝95%

	全棟数 (戸数)	S57以降建築 棟数(戸数)	S56以前建築			現状の 耐震化率 (%)	耐震化率の目標 【令和7年度末】 (%)
			棟数(戸数)	耐震性 あり 棟数 (戸数)	耐震性なし 棟数(戸数)		
住宅	7,189	3,029	4,160	527	3,633	47.1%	95%
特定建築物	5	2	3	2	1	80.0%	95%

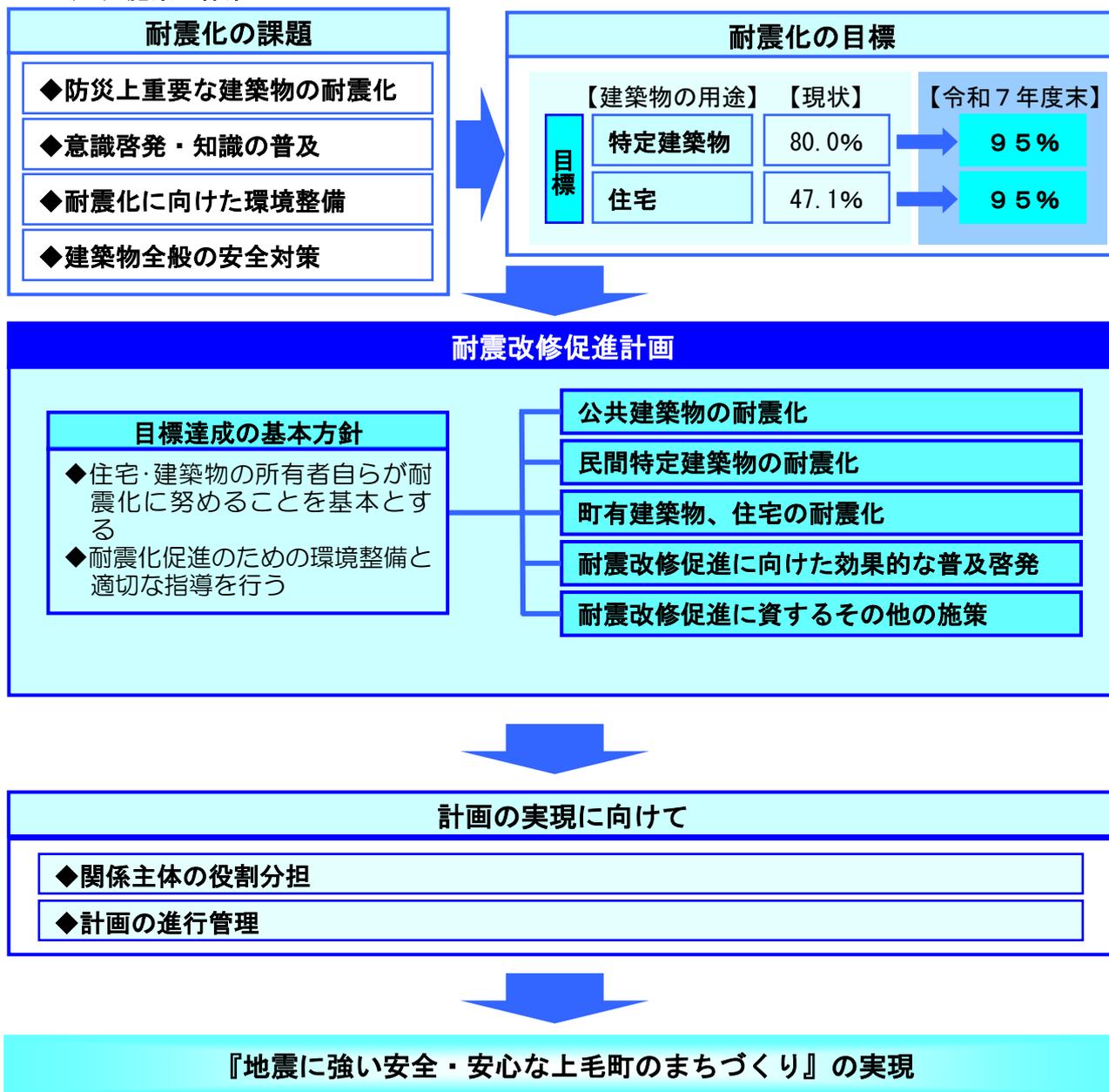
※目標達成のためには、住宅の耐震改修を3,273戸、特定建築物の耐震改修を1棟実施する必要がある。

## 2. 計画の骨子

### (1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、上毛町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとする。

### (2) 施策の体系



### 3. 施策の概要

#### 3-1. 公共建築物の耐震化

上毛町の公共施設は概ね新耐震基準で建設、または改修しているほか、上毛町立の全学校施設も平成23年度に改修が終了している。

上毛町地域防災計画に避難場所として位置づけられている体育館や公民館等について、計画的に耐震化を促進していく。推進にあたっては、「社会資本総合整備交付金」等の補助制度等を活用していく。

#### 3-2. 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第14条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第15条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。上毛町では、所管行政庁である福岡県と連携して耐震化を促進していく。

#### 3-3. 町有建築物の耐震化

地震発生後の災害対策拠点機能を確保することや、建築物利用者の状況及び建築物の立地状況等による甚大な被害を軽減する観点から以下の建築物の耐震化の促進を推進する。

○特に緊急性、必要性の高い建築物

①地域防災計画に位置づけられた防災上重要な建築物 ⇒ 拠点施設 避難予定場所等

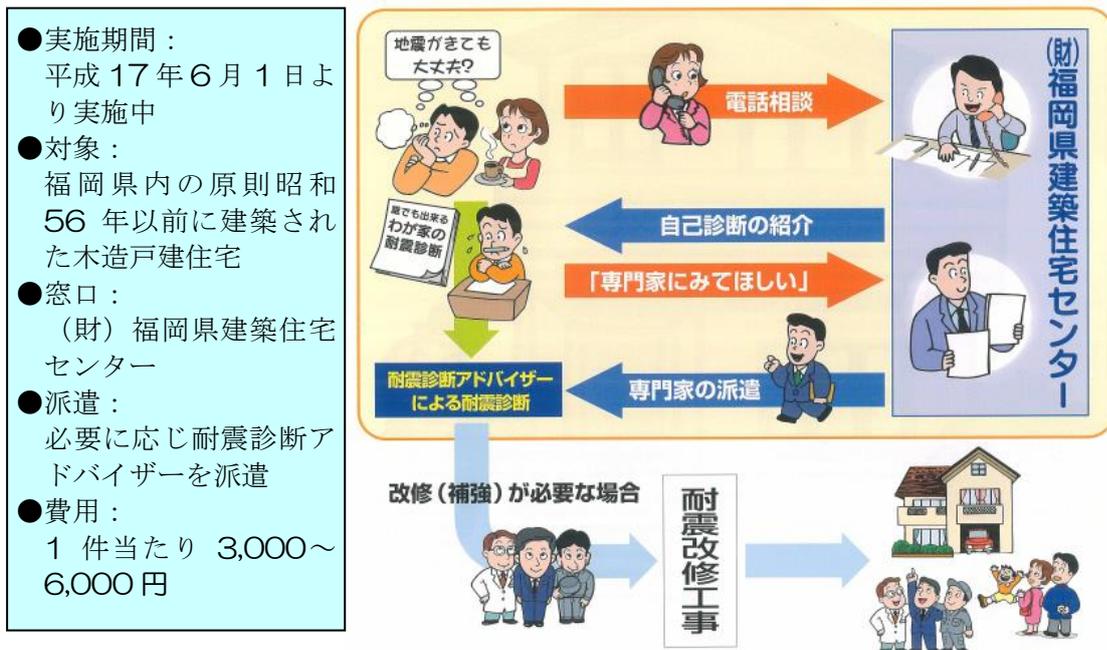
②災害時要援護者が利用する建築物 ⇒ 小学校・福祉施設等

これら早期に取り組む必要がある建築物の耐震改修を促進するためには、耐震診断により建築物の耐震性を確認することが必要なことから、まずは、耐震診断の実施を推進する。階数2以上又は面積200㎡を越える町有建築物では、防災拠点施設や特定建築物について、法の趣旨を踏まえ、計画的に耐震化を促進するため、耐震性が不明な建築物について早期に耐震診断を実施し、耐震化のための計画を策定し、順次耐震化を行う。なお、特定建築物以外の町有建築物においても、その用途や規模、機能等により、耐震性を確保する必要がある建築物について、耐震化を促進する。

#### 3-4. 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していく。

①耐震診断については、建築物所有者に対して、「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求める。また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を促進する。



②耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。

### 3-5. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、福岡県と連携して上毛町民への知識の普及と啓発に努めていく。

- ①地震発生リスクに対する上毛町民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育（講習会、出前講座等）等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行う。
- ②地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を周知していく。
- ③福岡県建築指導課や(財)福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

### 3-6. 耐震改修促進に資するその他の施策

#### ①建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。

道路沿いの危険なブロック塀は、通行人などの町民の安全を守る観点から、撤去・改修が促進されるよう、除去等に係る補助事業を実施している。なお、補助対象となる道路については、別紙に示す。

#### ②総合的な地震防災対策

県や関係機関と連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せ、自然災害への防災対策を講じていく。

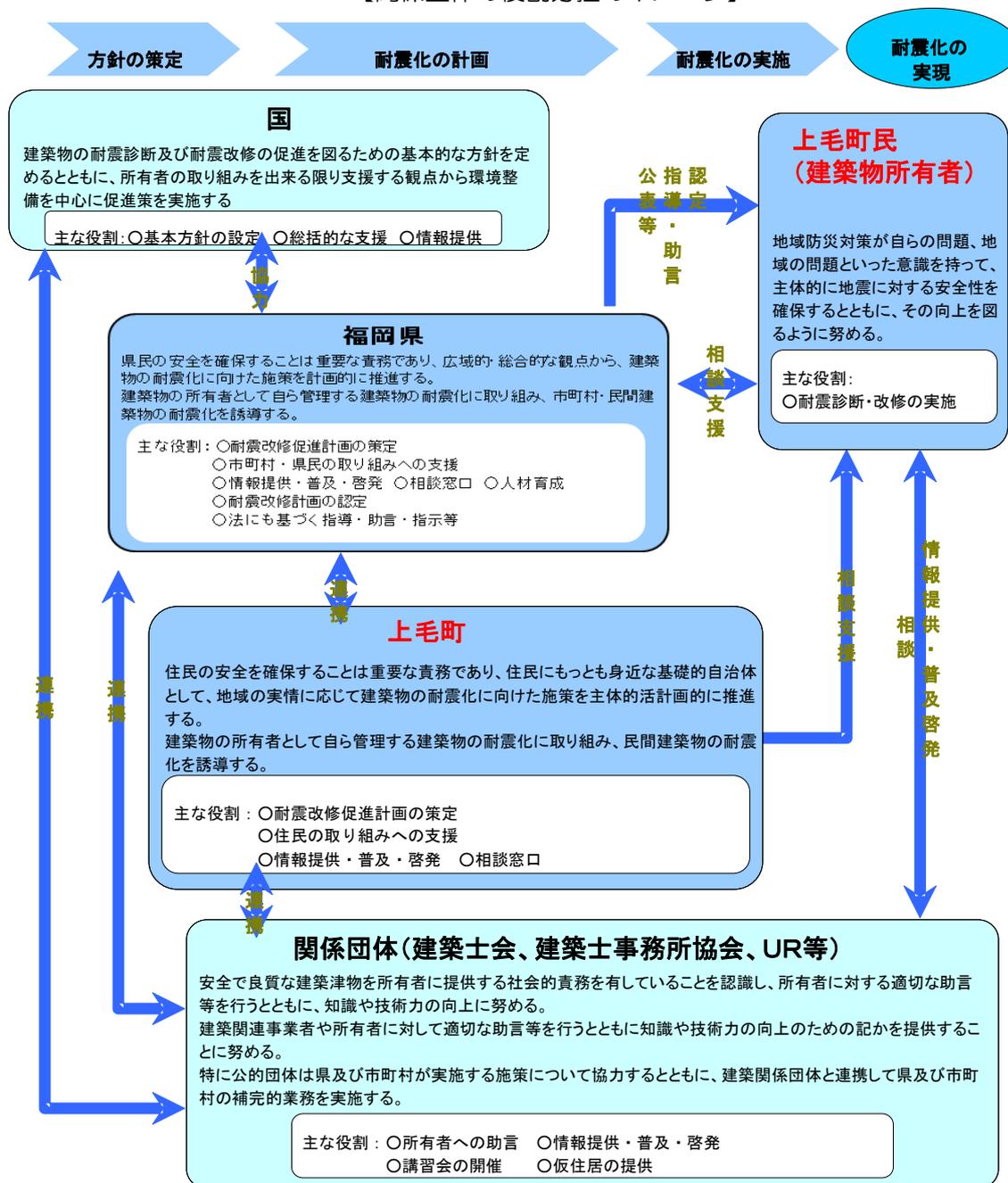


## 1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や県民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、上毛町民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】



## 2. 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、定期的に資産税台帳を基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認する。

## 上毛町耐震改修促進計画（別紙）

耐震改修促進計画に定めるブロック塀等安全確保に関する補助事業の対象となる道路は、「通学路、避難路のほか町長が災害時の安全や通行を確保する必要があると認める一般交通の用に供する道」とする。